

意見提出手続

平成27年11月16日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人
(総合政策部政策調整課担当)

「旭川市教育大綱（案）」に対する意見等の募集について

日頃より、本市行政に対しまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱を定めることとされました。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会により構成する「旭川市総合教育会議」において、教育大綱に係る協議を行い、「旭川市教育大綱（案）」を作成いたしました。

つきましては、この案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成27年11月16日（月）～平成27年12月15日（火）

2 意見募集のテーマ

「旭川市教育大綱（案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問い合わせ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎9階

旭川市 総合政策部 政策調整課

電話：(0166) 25-5358 FAX：(0166) 23-8217

電子メール：seisakuchosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうねホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」をご覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「旭川市教育大綱(素案)」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、政策調整課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報除きます。）